

平成18年(2006年)9月20日(水曜日)

15版 (24)

みやぎ

立法
障害者
自立
支援

全サービス提供継続

仙台市 利用者負担も抑制 決定

十月に障害者自立支援

法が全面施行されること

に伴い、仙台市は十九日、

市町村の裁量で取り組む

移動支援や訪問入浴など

すべてのサービスを「地

域生活支援事業」として

再編し、利用者の自己負

担をできるだけ増やさず

に従来通り提供していく

ことを決めた。

支援法施行により、外

出をサポートする移動支

援や宿泊を伴わない短期

入所などの事業は、地域

の実情などに応じ、市町

村がサービス実施や料金

設定を決めることになっ

た。

市は障害者の自立や社

会参加の促進に不可欠と

判断し、すべてのメニ

ューを引き続き提供。相談

支援事業など従来無料だ

ったものはこれまで通り

無料で実施する。

移動支援など原則一割

負担を求めるサービスに

ついては、激変緩和措置

を導入。障害福祉サービ

スの自己負担額と合算

し、所得に応じた負担上

限月額を超えない範囲で

自己負担を求める。

市が独自に展開してき

た中高生を対象とした

「障害児放課後ケア事業」

も従来通りの料金で利用

できるよう配慮した。